

第4章 フィンランド

第1節 職業訓練をめぐる状況

1. 人口、産業

2014年末のフィンランド人口は、前年から2万人ほど増加し、547万人であった。全人口に占める若年者グループの割合は、移民と出生率の若干の増加により、EU28カ国の平均をわずかに上回っている。しかし、フィンランドの人口は一般的な欧州の傾向に追随して、全人口に占める児童と若年者の割合が減少し、高齢者の割合が増加してきている。

この数年間、労働市場に参加している若年者の人数が高齢により労働市場から引退する人数を下回っている状況にある。このため平均退職年齢の引き上げが国家目標である。2013年、所得比例年金制度における予想される実際の退職年齢は、60.9歳であった。

EC統計局によれば、フィンランドへの年間の移民流入は、2000年の16,900人から2012年の31,300人超に増加した。同じ時期の流出人口は、12,000人から14,000人の間を維持している。結果として、フィンランド国内への移民人口は、2000年の87,000人から2013年の194,300人に増加した。

人口予測によれば、65歳以上が占める割合はEU平均よりも速い増加を示している。この主な理由は、第二次世界大戦後に生まれた「ベビーブーム」世代が年金受給年齢に達したためである。1945年～1949年にかけて毎年10万人超が出生したが、21世紀に入り、年間出生者数は6万人にも達していない。65歳以上人口の15歳～64歳人口に対する比は、2030年代までEU28カ国平均よりも高い比率で増加するものと思われる（図表4-1、4-2）。

図表4-1 2000年～2013年のフィンランドとEU28カ国の年齢グループ別人口比率(%)

Age Group	2000		2005		2013	
	EU28	Finland	EU28	Finland	EU28	Finland
0-14	17.2	18.2	16.2	17.5	15.6	16.4
15-24	13.2	12.8	12.8	12.4	11.5	12.0
25-49	36.7	35.5	36.5	33.5	35.0	31.5
50-64	17.2	18.7	18.0	20.7	19.7	20.7
65-79	12.3	11.5	12.6	12.0	13.1	14.4
80-	3.3	3.3	4.0	3.9	5.1	5.0

出所：Koukku et al. (2014)

図表 4 - 2 2010 年～2040 年の予想高齢者依存人口比率 (%)

	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
EU 27	25.9	28.5	31.4	34.6	38.3	42.3	45.5
Finland	25.6	31.4	36.2	39.8	42.7	44.3	43.5

出所：同上

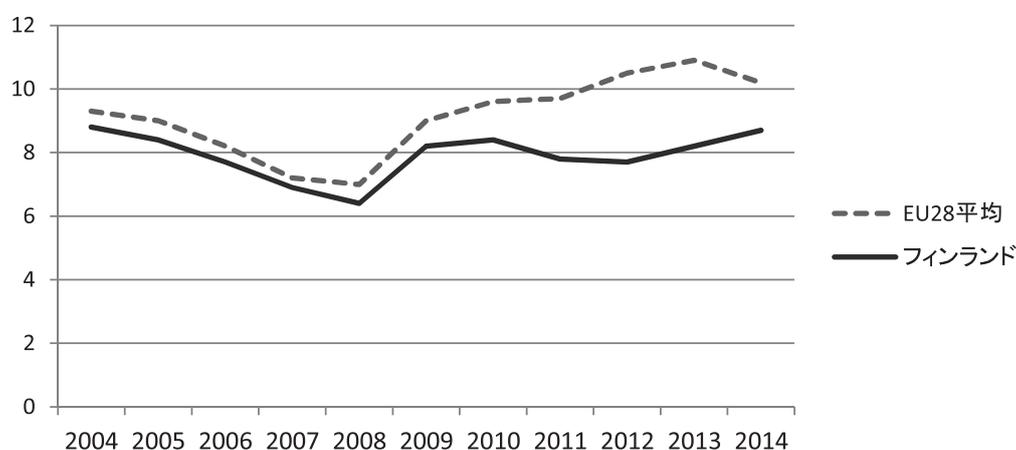
フィンランドの産業構造はサービス集約型の傾向が強く、労働力のほぼ四分之三 (73%) がサービス産業で働いている。製造業が 22% を占め、農林業の数字は 4% 以下にとどまっている。2000 年には、サービス業が労働力の三分の二を占め、製造業は四分の一を占めていた。換言すれば、経済構造のサービス集約型は、21 世紀初期にみられる顕著な傾向となっている。

フィンランドでは中小企業が経済生活の基盤となっている。2010 年、フィンランド統計局企業登録簿 (Business Register) に記載する全企業のうち従業員 50 人未満の企業および 250 人未満の企業がそれぞれ 99.1% と 99.8% を占めた。従業員 250 人未満の企業は、全企業の総従業員の 64% を雇用していた。従業員 250 人未満の企業の純売上高を合わせると、全企業の純売上高総額の 51% を占めた。中小企業はフィンランドの輸出貿易でも重要な役割を果たしており、従業員 250 人未満の企業の 29% が輸出に携わっている。

2. 雇用と教育レベルの関係

フィンランドにおける失業率は、現在 8.6% (2014 年) と、他の北欧諸国に比べると高い失業率ではあるが、EU 平均を下回ったレベルを維持しており、概ね安定している。課題とされるのは、2008 年の経済危機以降の回復に問題が生じている点と (図表 4 - 3)、若年失業率の高さである (ただしこれについても EU 平均は若干下回る)。

図表 4 - 3 失業率 (%)



出所：Eurostat

2013年のフィンランドの失業率は、全教育レベルでEU28カ国平均を下回った。第三期学位保有者の失業率は4.5%だったが、後期中等教育認定証保有者および義務教育のみの修了者は、それぞれ7.5%と12.2%だった。最近のフィンランドの若年失業者数もEU28カ国平均を下回った状態が続いている。2014年7月の15歳～24歳の季節調整済み失業率は、EU28カ国平均が21.7%、フィンランドは20.3%だった。

カリキュラム・ベース（学校ベースのプログラム）の後期中等職業教育資格取得者の半数以上が、すぐに就職している。2011年の職業資格取得完了者の50%が2012年末に雇用就き、失業者は15%であった。他の10%はフルタイム学生で、15%は「その他」（兵役に服している者、非軍事役務者、主婦、年金受給者）のグループに分類された。さらに、技能ベースの後期中等職業教育資格取得者における、卒業から1年後の就業率は明らかに高いものであった。2011年の技能ベースの職業教育資格取得者の72%が2012年末に雇用就き、失業者は12%だった。

人口構造の変化を踏まえて、政府は、教育・訓練の修了の促進と中退の回避を目指している。政府により採択された2011年～2016年の教育研究発展計画¹に従って、2020年には30歳の94%が義務教育修了後の資格取得を完了していることを目指す。現在は86%である。

3. 職業訓練における地方自治体の役割

フィンランドの地方行政区分は、クンタ（*kunta*：以下、市または自治体と表記）のみの一層制で、行政は国とクンタが行う²。ただし、広域な地域においては国の地方出先機関と自治体連合（Joint Municipal Authorities）が行う。市は課税権を持ち、個人所得税率は、課税所得の16%から21%の範囲で、自由に決定することができる。2005年度平均税率は18.3%である。個人所得税率については、1993年における国からの補助金制度の改革以降、上昇傾向にある（財務省財務総合政策研究所 2006、国土交通省 2015）。

フィンランドには、2015年現在、317の市が存在するが、近年では急速に合併が進んでおり、その数は、2005年から2013年の間に444から320に減少した。小規模な自治体が多く、2005年時点のデータでは、総数432市のうち、人口1万人未満が330市、1万人～5万人が88市、5万人以上はわずか14市のみであった。

市が果たさなければならない役割の中で最も重要なものは、教育サービス、社会福祉・保健サービス、インフラの維持管理の3点である。教育については、小・中学校、後期中等学校、職業教育訓練のサービス提供に責任を有している。またこの他、図書館の運

¹ Development Plan for Education and Research 2011-2016

<http://www.minedu.fi/export/sites/default/OPM/Julkaisut/2012/liitteet/okm03.pdf?lang=en>

² 複数のクンタを包摂する地域であるラーニ（*lääni*：州に相当するが地方自治体ではなく、国の出先機関であった）は、2009年に廃止。2010年より、これまでラーニの担当であった業務が、AVI（地域行政機関）とELY（経済開発・交通・環境整備センター）によって行われることとなった（国土交通省 2015）。

営、芸術教育、成人教育・一般教育、文化レクリエーションサービスの提供なども市町村の役割となっている。

これらの責務を果たしていくうえで、市は、単独でサービス提供にあたる場合もあるが、他の市とともに自治体連合（複数の市から構成される地域的な集合体）を組んでサービス提供にあたることが多く、これがフィンランドの地方自治体における公共サービス提供の大きな特徴となっている。例えば、多くの職業訓練機関や病院は、それぞれの業務毎に組成された自治体連合によって維持されている。自治体連合は、任意で組まれる例もあれば、義務として組まなければならない例もある。職業訓練、地方企業の発展支援などのサービスは、任意に組まれた自治体連合によって執行される。これに対して、病院サービスや障害者ケアについては、自治体連合を義務として組むことによって提供されている（財務省財務総合政策研究所 2006）。法定の自治体連合のひとつである地域評議会（regional councils）は、地域開発と土地利用の策定において責任を有する。

4. 教育にかかる状況

フィンランドの若年者と成人は熱心な学習者である。20歳～29歳の42%および30歳～34歳の15%が教育に参加している。この二つの数字は、明らかにOECDで最も高い。この数字は、優れた教育を受けたいというフィンランド人の願望と、確固とした成人教育制度を反映している。成人全般の教育・訓練への参加は高レベルにあり、2013年に行われたEU労働力調査では、人口のほぼ4分の1が調査前月に教育・訓練に参加していたと報告している（EU28カ国は10.5%）。

高く評価されるフィンランドの教育制度であるが、教育制度の非効率性および教育からの疎外という問題については、若干言及する必要がある。

（1）教育レベル間の移行

フィンランドの全教育・訓練期間は、（ひとつの教育レベルから別の教育レベルへの）移行の遅れと各プログラムが長期間にわたることから、世界の他の国々よりもフィンランドにおいて長期化の傾向にある。

近年のフィンランドの教育政策では、教育レベル間の移行時点に十分な注意が払われてきた。義務教育（初等統合教育+前期中等統合教育）を修了している全ての若年者は、一般後期中等教育または後期中等職業教育・訓練のいずれかに申請するが、その全員が、自ら選択した分野への進学を許可されるわけではない。結果として、基礎教育修了者のうち91%のみが卒業からすぐに後期中等教育を開始している。

後期中等教育から第三期レベルへの移行にも、若干の遅れがある。フィンランド人の高等教育への平均参加年齢は20歳を上回っており、EU平均よりも遅れている。

教育期間の長期化は、若年人口の教育レベルの発展に反映されている。2013年の20

歳～24歳の年齢グループの後期中等教育以上の認定証保有者の割合は、この10年間ほとんど変化していない。フィンランドで現在教育を受けている20歳～24歳の人口の割合はEU28カ国平均よりも明らかに高い。後期中等教育と第三期教育の早期修了が、国家教育政策の目標の一つである。

(2) 教育からの疎外

フィンランドの若年者の約十分の一が疎外の危機にさらされており、中退と社会からの疎外回避が政策の最優先事項となっている。職業教育訓練 (Vocational Education and Training, VET) プログラムの中退率は欧州の視点から見れば高くはない。しかし、国内の学校形態別の状況を比較した場合、職業教育・訓練の中退者は、後期中等普通教育の中退者よりもはるかに多い。2006年入学者の2009年修了率は、後期中等普通教育の79.4%に対して、後期中等VETの62.9%であった。これを2004年入学者の2009年までの修了率にすると各88.2%と71.6%とそれぞれ10%ほど上昇するが格差は縮まらない。

教育からの疎外回避は、かなり以前からフィンランド教育政策の主要な目標の一つとなっている。現政府プログラムには若年者に対する社会保障が含まれており、2013年初めに開始した。このプログラムでは、25歳未満の各若年者と30歳未満の新たな資格保有者全員に対し、失業から3カ月以内に仕事、勉学の場合、またはその他の活動形態が提供される。この具体的措置の一つとして、後期中等レベル申請手続きにおいて普通高校卒業生が優先される。このプログラムの目的は、全年齢グループに継続学習の機会を速やかに提供することにある。

5. 職業教育訓練・労働市場ニーズの予測

フィンランドの予測活動は発達しており、欧州の中でも高いレベルにあると評価される (Marttinen and Vahtonen 2012)。全国および地域での将来的な教育ニーズや労働力・技能需要について、多様な手法・モデルを用いて分析されている。国家レベルの予測活動については、教育文化省と雇用経済省が全般的な責任を負う。また地域レベルの予測活動については、中長期予測を地域評議会が、短期予測を経済開発・交通・環境整備センター (ELY-Centres)³ および公共雇用事務所 (TE-Offices) が責任を負うことが、法律によって定められている (Berge et al. 2015)。予測活動においては、関係する政府機関の他、使用者組織・産業団体、労働組合、職業教育訓練機関、大学・専門職大学、研究機関等が協力する。また実際には、行政機関以外のこれら組織や機関によっても様々な予測活動が行われている。予測結果は、政府の教育政策や教育機関の教育内容や学生枠の決定、地域の教育政策、就業支援、個人のキャリア選択などのために使われる。以

³ ELYは、国の雇用経済、環境分野などの地方出先機関である。現在、全国に15のELY-centresが設置されている。

下では、主要な予測活動のいくつかを取り上げる。

教育ニーズの予測は、教育文化省の下に置かれたフィンランド教育委員会（Finnish National Board of Education: FNBE）の恒久的な任務のひとつとされる。教育文化省は、全国レベルでの教育・訓練の提供の定量化と目標の設定を行うことを責務とするが、FNBE は、その意思決定を支援する目的で、労働需要及び教育ニーズに関する国家予測データを作成する役割をもつ（Koukku et al. 2012）。教育文化省によって、教育ニーズに関する専門家集団が作られ、各業種別（26 業種）の委員会が設置されている。これは、使用者組織、労働組合、公共団体、教育提供者らが構成メンバーとなり、国家教育訓練委員会と呼ばれる（Berge et al. 2015）。国家教育訓練委員会は、特に教育の質的予測に関する専門家組織として機能している⁴。なお、予測の重要な元データである長期的な経済構造予測は、政府機関であるフィンランド経済研究所（VATT）により作成されている。

FNBE の関わる長期的な労働・教育需要の予測には、Mitenna モデルと呼ばれる情報収集・分析プロセスが用いられる。Mitenna モデルには量的データが使用されるが、研究者や労使、公務員、産業の代表や地域評議会の代表らの意見も考慮される。予測結果は、例えば、「教育研究開発計画」の作成に使用される。「教育研究開発計画」とは、教育・訓練の提供に関する 4 年間の目標を設定するもので、4 年毎に政府が採用する⁵。同計画には、異なる教育セクターに対する質的、量的、構造的政策が明記されている。同じく 4 年毎に、FNBE によって 15 年間予測の報告書（2012 年版は「2025 年までのフィンランドにおける教育、訓練、労働需要」）が作成されている⁶。他に、質的分析のための VOSE モデルと呼ばれる予測プロセスがある。2008 年に「能力と技能ニーズの予測プロジェクト」と呼ばれる職業スキル需要の予測にかかる質的分析モデルを開発するためのパイロット・プロジェクトが始められ、省庁、地域評議会、大学、予測専門家、教育機関等が参加した。こうして作られた VOSE モデルは複数の業種で試行された後、現在では、後期中等および第三期レベルの職業教育の内容（試験構成、資格、カリキュラム、授業内容）を作成するために定期的に利用される（ibid.）。

また、FNBE は、地域評議会の監督の下、地域的予測の取り組みも支援する。FNBE は、統計を入手し予測に必要なツールを生成するほか、地域評議会、雇用経済省、VATT と協力して、地域評議会のために労働需要と教育ニーズの見積もりを行う。これらの結果は、例えば、後期中等職業教育訓練の助成を受けることのできる教育訓練活動の種類と領域を決定するために利用される。

地域・ローカルレベルでは、他にも活発な予測活動が行われている。特に、労働力需要やスキルニーズの短期的予測に関して、TE-offices と ELY-centres が中心的な役割を

⁴ 教育内容の質的予測については、FNBE および高等教育機関、その他教育機関の責務である。

⁵ 直近では、2011 年に採用された 2012-2016 年の開発計画がある。ただし今後は、「政府行動計画」によって代替される予定（Berge et al. 2015）。

⁶ <http://www.minedu.fi/export/sites/default/OPM/Julkaisut/2012/liitteet/okm03.pdf>

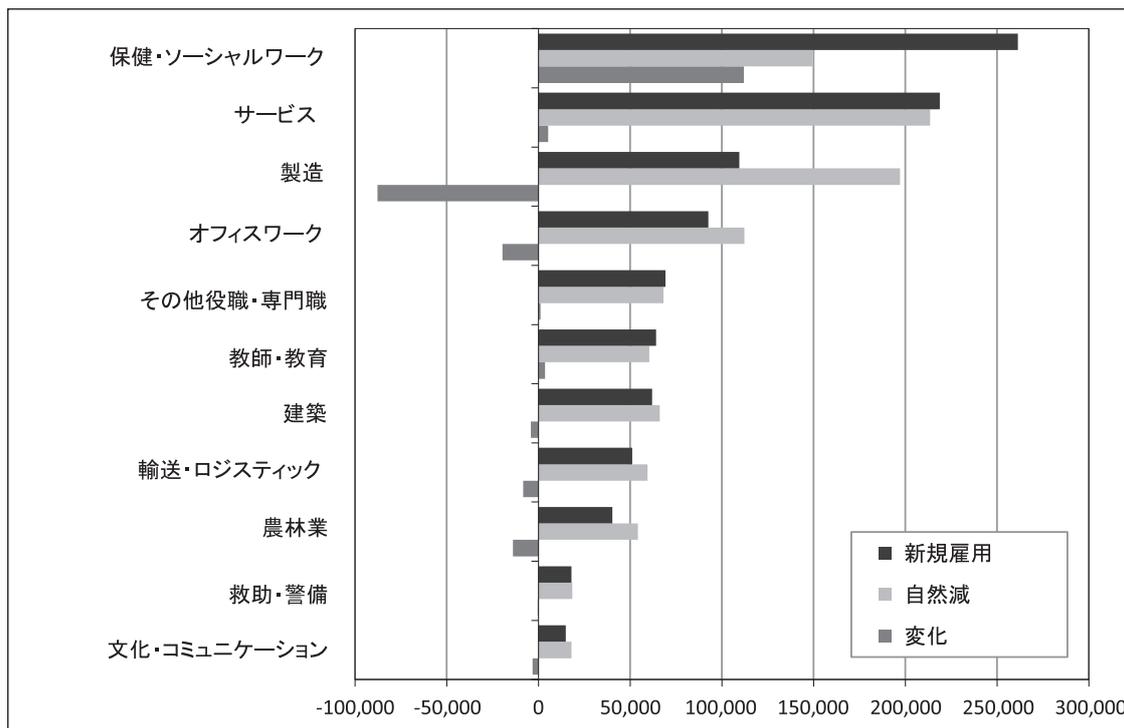
果たしてきた⁷。ひとつには、TE-offices が毎年（年 3 回）200 業種に対する各地の労働力需給バランスを評価する、「職業指標（occupational barometer）」が挙げられる。ローカルの TE-offices の職員が有する知識と使用者との密なコンタクト（インタビュー含む）に基づき、半年先までの需給予測を行う。フィンランドでは、求人の多く（全体の 60～70%）が公共雇用局に登録されているため可能となっている。これらの結果は、マッチング、職業ガイダンス、労働力移動の推進、成人教育や職業訓練の計画、移民の受け入れ計画などに活用される。また、その他の短期的予測の方法として、TKTT モデルと呼ばれるものがある。企業に対する電話やネットでの大規模なアンケート調査（成長予測や業務量の状況、二年先までの従業員数予測、採用計画、訓練計画等）に基づき、地域・ローカルにおける労働力需要や訓練ニーズを予測する。この結果も、多くの ELY-centres と TE-offices で活用されている。

【労働市場ニーズの予測】

FNBE の教育・訓練・労働需要にかかる長期的予測の報告書（Hanhijoki et al. 2012）によれば、2008 年から 2025 年の期間に、101.6 万人分の新規雇用が生まれると推計している。過去の成長に基づくシナリオでは、多くの職業で自然減が新規に生まれる雇用の数を上回る（図表 4-4）。新規に創出される雇用の 58%は、保健・ソーシャルワーク、サービス職、製造職に占められるが、保健・ソーシャルワーク職の大幅な増加に対して、製造職の大幅な減少が起これると予測される。政府の「教育研究開発計画 2011-2016」においても、人口動態や必要とされるスキルの変化、経済の課題などから、特に福祉サービスにおける将来的な労働力不足が懸念されている（Ministry of Education and Culture 2012）。

⁷ TE-offices の関わる予測活動については、例えば、European Commission (2011)や Marttinen and Vahtonen (2012)により詳細な説明が見られる。

図表4-4 2008年-2025年の主要な職種グループ別の变化予測



出所：Hanhijoki et al. 2012

第2節 職業訓練制度の体系

今日の教育および職業教育訓練制度の背景には、次の制度上の変化が含まれる。1970年代と1980年代に、生徒の選択によって後期中等教育レベルの学習が制限されないよう基礎教育が改正された（統合教育へ）。また、1990年代と2000年代に職業教育・訓練制度が改正された際に採択された基本原則の一つとして、継続学習に対する透過性⁸と機会均等が盛り込まれた。その一環として、1990年代後半には、後期中等職業訓練は、職業経歴によっても高等教育を受ける資格を付与し、後期中等の普通教育と同じ条件が与えられた。他の北欧諸国と比較したときのフィンランドの特徴として指摘できるのは、後期中等レベルにおいて、普通教育と職業教育は組織上また制度上、別々に提供されるが、職業教育を通じて、または職業経験を通じて（技能資格を取得することによって）、高等教育への進学道が開かれていることである（これは応募する権利としてであり、実際には入試や大学側の選考という壁が存在する）。

1. 教育制度

就学前教育から高等教育まで、すべての課程において教育は無料である。就学前教育と

⁸ 英語で permeability と表現されているが、具体的には、単位の互換や就労経験の認定（単位として）などを通して、異なる教育システム間の移行（水平または垂直）や特定の教育機関への入学が容易であることを指している。

基礎教育においては、教科書や給食、クラス児童の遠隔地送迎も、親の負担なく無料で提供される。後期中等教育では、教科書に関しては自己または親の負担だが給食は無料である。ただし、成人教育については有料で提供されるものもある。すべての人に学ぶ機会を確保するため、奨学金や学生ローンの制度が整備されている（「フィンランド教育概要」）。

6歳から就学前教育が始まり、7歳から16歳までは基礎教育または統合教育と呼ばれる義務教育を受ける。一般的に、基礎教育は、初等統合教育（1-6学年）と前期中等統合教育（7-9学年）に分かれ提供される。9年間の基礎教育を修了した若年者は、もう1年間の教育を選択することができる。いわゆる10学年であるこの自主的な追加基礎教育は、若年者の後期中等教育への学習継続を支援し、推進するものである。基礎教育を履修した生徒たちは普通後期中等高校または後期中等の職業学校へ進む。生徒の選考にあたっては、主に基礎教育時の内申書に基づいている（基礎教育期間内の全国統一テストはない）。

基礎教育修了後、90%以上がただちに後期中等教育（普通校もしくは職業訓練校）に進む。しかし、基礎教育から後期中等教育への進学に際して、スムーズな移行が困難な場合、生徒は「事前職業プログラム」を選択することができる。事前職業プログラムは、主に、将来の職業的な目標が見つからない者、または進学には十分な能力をもたない者、あるいは職業訓練校で求められる語学能力レベルの習得が必要な移民を対象とした複数の異なるプログラムからなる。事前職業プログラムへの参加は、後期中等レベル（基本的に職業訓練校）の進学が念頭に置かれている。

基礎教育を修了した生徒は、普通高校への進学か、職業訓練校への進学かの選択を行わなければならない。次に述べるように、両者の教育システムは異なり（相互に透過性はあるが、スウェーデンのように同一のシステム下には置かれていない）、一方は大学進学の道へ、他方は労働世界に導かれるため、生徒にとっては重要な決断といえる。

まず、後期中等レベルの選択の一つである普通高校（lukio）において、教育内容は3年間で履修するように設計されている。2年または4年で履修することも可能である。学年ごとのクラスではなく、コースを基本とした組立で、各生徒が比較的自由に個人の学習計画を立てられるようになっている。この中には必須科目と選択科目があり、規定の単位を取得すると高校の卒業証が与えられる。また後期中等教育の規定により、生徒は普通後期中等学校の教科と、職業訓練校での学習を組み合わせることもできる。成人に対しては、成人向け後期中等普通高校が置かれている。

後期中等普通高校では、卒業試験となる大学入学資格試験⁹によって終了となる。必須

⁹ これは、大学入学許可試験（matriculation examination）と呼ばれるが、いわゆる各大学の入学試験ではなく入学資格を得るための試験である。大学は別途入試を行う。フィンランドにおいて、大学入学資格試験は重要な通過儀礼としてみなされており、重要な学位のひとつとなる。試験結果から7段階の評価がされる。これは、最上位層から最下位層を、5%、15%、20%、24%、20%、11%、5%に分け、（点数による基準ではなく）受験者全体の中での位置によって評価を決定する方法である。最下位層の5%は不合格となる。

受験科目は、国語、第二公用語、外国語または数学から選択、さらに文系または理系の一般教養の中から1科目ーの計4科目が課される。後期中等普通学校の学生は、大学入学資格試験に合格することで高等教育(大学および専門職大学)への資格が与えられる。

他方、学生の40%以上が、基礎教育修了直後に後期中等職業教育を開始する。前期中等教育卒業後は、半数ほどが普通高校へ、半数ほどが職業訓練校へ進学すると言われるが、(恐らく、入学時期の遅れや修了までの時間の長期化などから)職業訓練校の在學生は、普通高校在學生の数を大きく上回る(図表4-5)。後期中等教育の職業訓練校(ammattioppilaitos)では、8つの職業訓練分野において教育が提供される。これらの職業訓練分野には、52の職業資格が包摂されている。3年の学習期間のうち、最低でも半年の職業実施訓練を職場で経験しなければならない。また、後期中等教育としての職業訓練は、このような学校ベースの学習の他、見習生として経験を積む方法で履修することもできる。

後期中等職業訓練校では、普通高校で行われる大学入学資格試験とは異なり、職業資格の取得という形で修了する。実際に職業資格を取得できるのは60%程度である。後期中等職業学校の基礎職業資格の保有者は、専門職大学および大学への進学資格を与えられる。専門職大学入学者の三分の一は、職業訓練校卒業生が占めるが(または卒業生の25%が専門職大学に進学)、大学進学者のほとんどは普通高校の出身である。職業訓練校卒業生の3%が大学へ進学する。

この他、高等教育へ進学する権利は、第3節4項で述べる、技能に基づく職業資格保有者にも与えられる。すなわち、高等教育進学において、後期中等課程を経ることが絶対的条件ではない。成人を主な対象としている、技能に基づく職業資格には、「基礎職業資格」「上級職業資格」「専門家職業資格」があり、「基礎職業資格」は後期中等職業教育を経て取得する職業資格と同一のものである。資格取得に際しては、一般に、各資格取得向けに準備された事前訓練を受講する。

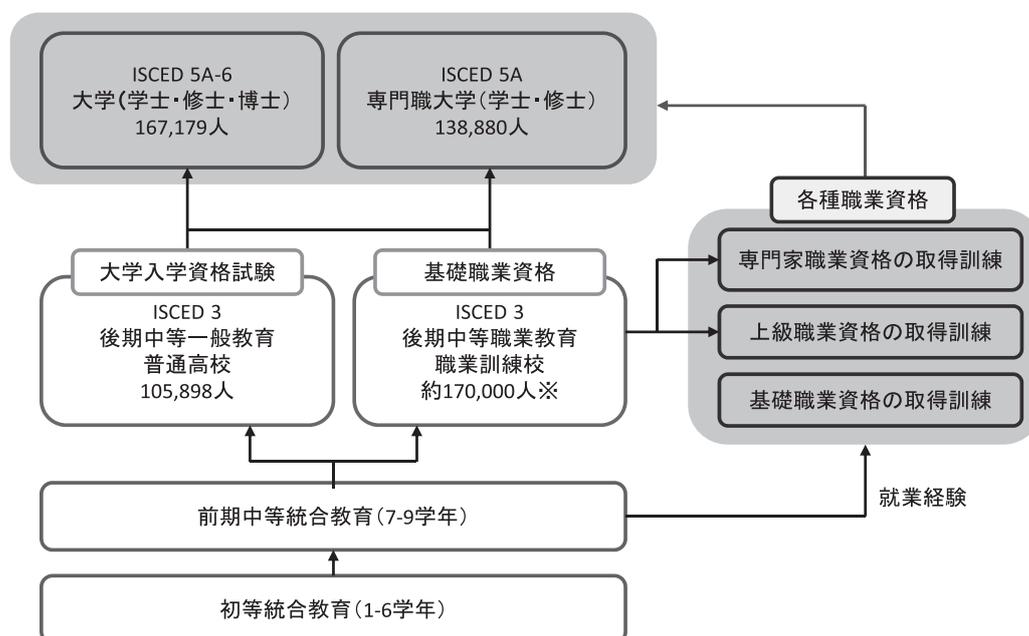
高等教育は、大学(university)と専門職大学(polytechnic)で提供される。大学では、学術研究に重点が置かれ、一方、専門職大学は応用科学大学と呼ばれることもあり、実践的な面が強調される。すべての分野において入学の門は制限されており、大学と専門職大学はそれぞれ異なる選考基準をもつ。

大学入学は、一般的には大学入学資格試験の結果と各大学の入学試験によって選考される。また職業学校の修了や、3年間の実働証明も入学資格となり、大学側が、学問を修めるための必要なスキルや知識があると認めれば応募を受け入れることができる。学生は学士課程(通常3年)、修士課程(1~2年)、さらに博士課程まで進むことができる。

専門職大学の入学選考は、入試、内申書、就業経験を考慮して行われる。学位プログラムには、職場での実習が含まれる。学位プログラムはフルタイムの学習で3.5~4年を要する。さらにその後、最低3年の就業経験の後、専門職大学の修士号の課程に進める。

専門職大学の修士号の取得には1.5～2年ほどかかり、大学の修士と同等とみなされる。

図表4-5 フィンランドの教育制度



注1：ISCED97に基づく。

注2：表内の学生数は、2013年データ（フィンランド統計局）。ただし、2013年データでは、後期中等職業教育の学生と技能資格制度にいる学生（ともに基礎職業資格取得を目指す）の総数しかわからない。このため、※印の後期中等職業教育の学生数は、2014年データに基づく。

出所：Stenström and Virolainen (2014)

2. 職業教育・訓練制度

フィンランドにおいて、後期中等およびポスト後期中等レベルの職業教育訓練は、前述の後期中等職業訓練校において受けることができるほか、技能資格の取得を通じて行われることが一般的である。技能資格には、後期中等の職業資格と同一の「基礎職業資格」（upper secondary vocational qualification または initial vocational qualification と呼ばれる）、「上級職業資格」（further vocational qualification）、および「専門家職業資格」（specialist vocational qualification）の三段階がある。これらの技能資格の候補生は、事前訓練を受けることが一般的であり、このプロセスを通じて職業訓練と資格取得が同時に達成される。後期中等職業訓練校における職業資格の場合も、技能資格の場合も、それぞれ見習訓練を通じて取得することが可能である。（第3節4項の技能資格制度を参照）

この他、フィンランドの成人職業教育として、成人自由教育、企業内教育（人材育成）、失業者を主な対象とした労働市場訓練などがある。

(1) 職業教育・訓練プロバイダー

職業教育・訓練プロバイダーとなりうるのは、自治体、市の訓練協会、基金やその他の登録された協会や、国営企業である。2005年以降その数は減少し（2005年には182機関）、2013年時点で120の職業教育プロバイダーが存在する。減少の理由として、若年層の減少、機関の再編・合併および廃止などが挙げられる。同時期の一般後期中等機関（普通高校）は、428機関から374機関に減少した。VET機関の大半は、ローカルの行政機関（市、自治体連合、国）によって維持されている。私立機関は全体の25%を占める。資金提供の基準は、所有権にかかわらず一様である。

教育文化省は、職業訓練校に対し諸権限を付与するほか、当該訓練校が教育・訓練を提供することができる教育分野と学生総数を決定する。他方、VETプロバイダーは、自身の訓練機関における特定の教育分野内にどのような職業資格とどのような学習プログラムを整備するかを決定する。

2008年以降に実施された職業教育訓練機関に向けた戦略は、VET提供者のネットワークの強化を目的としている。VET提供者のサービス能力を強化するうえで、VET提供者は、地域団体または強力な団体を結成するよう促されてきた。これらの職業教育訓練機関は、全てのVETサービスと開発活動を網羅している。職業教育訓練機関は、若年者だけでなく成人学習者にも初期訓練と継続訓練の両方を提供している。職業教育訓練機関は、労働市場と緊密に協力しあっている。職業教育訓練機関の役割は、労働市場と協力して独自の提供を発展させる一方で、中小企業内での能力開発を支援することである。

職業教育訓練機関は、分野または地域の要件にしたがって自らの運営を自由に整備することができるほか、当該機関のネットワークとその他のサービスを決定することができる。

(2) 教育制度の柔軟性と透過性

教育機関間での水平的協力のほか異なる教育レベル間での垂直的協力を改善するための取り組みが行われている。後期中等教育訓練の職業教育訓練機関と一般後期中等教育学校間の協力が数年にわたり推進されてきた。法律により、一般および職業後期中等教育・訓練の提供者の地域的協力が定められている。加えて、現政府プログラムでは、後期中等教育提供者間での協力とネットワーキングの強化・拡大を推進している。

協力の恩恵として、学生はより良い個別化の機会を得ることができる。たとえば、学生は複数の資格取得を同時に完了することができる。学生は、他の認定教育機関で受講する機会も得られる。教育機関間の協力により、資源を一層効率的に使用することができる。教育機関間の協力は、教育と訓練の質を向上させる一方法とみなされている。

柔軟性と個別化は、中退率を削減し、資格取得率を引き上げる方法ともみなされている。学生は、個別モジュールの修了に対して認定証を受け取ることができる。これによって、学習中断後の再開が容易になる。

3. 所管省庁と労使の関与

フィンランドでは、ほぼすべての職業教育訓練の提供について、政府の規制を受けている。教育分野の最上位の行政機関である教育文化省が、職業教育・訓練に関わる戦略や規制の運用に責任をもつ。教育文化省はまた、資格の詳細を定め、訓練の範囲や、VETを提供する教育機関への助成を承認する。他方、政府は、VETの国家目標、および資格の構成やコアサブジェクトを定める。コアカリキュラムは、フィンランド教育委員会（FNBE）が設計する。

教育文化省は、公的資金で補助された、小学校から一般中等教育・職業教育、専門職大学、大学、成人教育までの教育や訓練の供給を監督する。教育文化省はFNBEとともに国家教育方針を導入する責任をもつ。

教育文化省は、教育プロバイダーを認可するにあたり、教育の実施を認める分野と学生数を決定する。教育プロバイダーは、いずれの職業資格を、また教育分野におけるいずれの学習プログラムを自身の機関で運営するかを決定する（Stenström and Virolainen 2014）。

職業教育訓練における労使の関与

労使代表は、まず、政府プログラムおよび教育研究発展計画の国家目標の設定に関与している。加えて、彼らは訓練・資格委員会、諮問委員会、および協議プロセスを介して全国的・地域的にスキルニーズと教育ニーズの予測に参加している。資格の職業能力要件の定義にも密接に関与している。また、国家レベルでの資格要件の作成にも参加している。OECDによる、後期中等教育への労使の関わりをみると、フィンランドは、北欧諸国の中でデンマークに次ぎ様々なレベルで労使の関与がみられることがわかる。決定権を有する分野も多い（図表4-6）。

図表4-6 後期中等教育における労使の関わり

	カリキュラム		訓練内容		習得する技能		資格の発行	
	決定	助言	決定	助言	決定	助言	決定	助言
デンマーク	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●
フィンランド	●●●	●●●		●●●	●●●	●●●	●●	
ノルウェー		●●●●	●●●●			●●●●	●●●●	
スウェーデン		●●●●		●●●●		●●●●		●●●●

出所：OECD

4. 資金

フィンランドの教育には公的資金が充当される。民間支出は、教育制度への全支出の2.6%を占めるに過ぎない。民間資金の割合は、後期中等職業教育・訓練と高等教育で若干高いが、依然として5%以下にとどまっている。

教育・訓練には主として国家と地方自治体が資金を提供している。国家資金は総資金のおよそ40%を占めている。公的資金は、就学前教育と基礎教育については自治体ベースで、児童の数と自治体の状況に応じて政府からの分配を受ける。普通後期中等学校と職業訓練校については、基本的に、各校から報告された生徒数と教育文化省が算出する生徒一人あたりのコストによってその資金分配が行われる。

職業訓練校は、法定政府移転支出制度 (statutory government transfer system) に基づき付与された全資金の用途を決定する。2010年の後期中等職業訓練校での学生1人当たりの運営費は、VETの分野(7,890ユーロ～15,880ユーロ)や、見習訓練(5,766ユーロ)などその内容によって、大きな差がみられる(カッコ内は2010年の数値)。

法定の政府移出額は、各職業訓練校に割り当てられる学生1人あたりの単価に基づいている。単価は特定分野に基づき、場合によっては当該VET分野の資格に基づいている。資金総額は、各訓練機関の学生数と異なる提供形態—学校ベースのプログラム、見習訓練、特別な支援が必要なVETなど—での学生数の影響を受ける。

また、資金の所定の割合は、訓練校の実績に基づいている。実績に基づいて割り当てられた資金は、政府移出総額の3%を占めている。資金分配を決定するうえで、各訓練校について、次の指標に基づき実績指数が計算される。すなわち、卒業生就業率、高等教育の継続学習への移行、中退率の削減、VET修了率、教職員の資格および人材育成である。

5. 職業資格

フィンランドでは、特定の形態の(専門的)教育の受講が要件となる専門職は比較的少数である。主に、医療¹⁰、教育、救助、警備に関する職業に教育要件が存在する。教育、医療、看護などの職業には、高等教育の学位が必要である。特定の職業資格を要する職業はさらに少なく、これには、准看護師、刑務官や警備員、(水中工事で作業を行う)潜水士、煙突清掃人が含まれる。

職業教育・訓練だけでは独立自営が認められない職業もある。たとえば、「電気工事に関する決定事項」では、訓練と労働経験に基づく最低要件を定めており、人はどのよう

¹⁰ 医療職に従事するためのライセンスは、フィンランド健康福祉関連管理局(National Supervisory Authority for Welfare and Health : Valvira)により付与される。Valviraは、法律に基づいて地方自治体や広域地方行政機関(Resional State Administrative Agencies)を指導する全国的機関として、社会福祉サービスと医療の分野における認可当局の役割を担う。ライセンスの付与は、Valviraの監督機能の基盤となっており、対象分野の全事業者および専門的職業に就いている個人は、ライセンスを申請しなければならないか、または登録を目的としてValviraに活動を報告しなければならない。

な場合に独立して電気工事を行うに足だけのスキルがあると考えられるかを規定している。

このように、比較的少ない職業規定があるのみだが、広範な職業を包摂する職業資格制度が整備されている。この職業資格制度を通じて、国民の職業教育訓練への参加や、就労などによる事前学習の認定、高等教育を受ける機会などが促進されている。

(1) 職業資格の整備と関連組織

様々な職業に対する資格要件は、国家レベルで決定されている。フィンランド教育委員会（FNBE）は、使用者組織、労働組合、教員労働組合、学生組合とともに、技能資格の要件を設定する。後期中等職業資格の資格要件と、技能資格の要件は、若年学生と成人学生に対して同一のものである（Stenström and Virolainen 2014）。

各職業資格に設置される資格委員会のメンバーは、FNBEによって任命される。メンバーは、使用者、労働者、教員および該当する分野の専門家の代表から構成される。資格委員会は、技能試験や認定書の付与などの運営を監視する。

資格要件の作成と改正の必要性は、労働の世界とその変化、そして国家のスキルニーズに基づいている。資格構成への新資格導入の要請がある場合、教育文化省は、省令を修正して、資格構成への新資格導入を承認する必要がある。この承認の前提条件は、労働市場における当該分野のニーズがあることである。このニーズの妥当性はさまざまな訓練レベルにおいて現行資格を検査することによって示される。FNBEは、資格要件の決定と作成に対して責任を負っている。

既存の資格要件の改正は、FNBEにより開始することができる。FNBEは、要件更新に向けた資格プロジェクトを設置し、当該分野の使用者、労働者、教員を代表する専門家に参加を要請する。当該分野の国家教育・訓練委員会は、専門家を作業グループのメンバーに任命することもできる。専門家グループが新資格要件の改正案を作成した後、文書は、労働組合、組織、職場、VETプロバイダーの代表者に送付され、広範な協議プロセスが開始される。協議が行われた後、FNBEは全国的に拘束力のある規則としてこの資格要件を採択する。

(2) 事前学習（非公式学習）の認知と認定

事前学習（prior learning）の認定とは、過去の学習、とりわけ非公式教育や就業経験などによって個人が習得した知識や技能を認定することで、学習の重複を回避し学習期間を短縮することを目的として、あらゆる教育および職業教育・訓練において行われる。

事前学習の認定に関する決定は当該の教育・職業訓練を担当する教員が行うが、これには、学生と教員の間で対象となる事前学習の評価が論議される必要がある。教育・職業訓練の学習単位に設定されている達成目標（またはその一部）が、過去の非公式教育

や就業経験などによって既に達成されていると判断される場合、これが認定され、学生の個別学習プランに記録されることになる。取得予定の資格に求められる学習のうち、事前学習の認定で置き換えられた単位は、資格認定証に記される。

過去に取得された技能に関する一般的な有効期限は設定されていないが、技能の有効性が検証されることはあり得る。学生は必要に応じて、自分の技能が当該の資格における技能要件や目標に対応したものであることを示さなければならない。

後述する成人教育の技能資格制度は、能力と知識の取得方法や取得場所にかかわらず、資格を付与することができる旨の原則に基づいて、基礎職業資格、上級職業資格および専門家職業資格を取得する機会を成人に提供するものであり、事前学習の認定が制度の要である。

第3節 職業教育・訓練の内容と実施状況

本節では、初等・前期中等教育における職業教育、後期中等進学前の事前職業教育、後期中等職業教育、成人を対象とした職業教育訓練（技能資格と見習制度について）、その他の形態の訓練（特に失業者対象）について述べる。

1. 基礎教育機関における職業教育

（1）労働経験期間

労働経験期間は、義務教育の一環である。この目的は、生徒が職場に慣れ親しめるようにし、ひいては将来の学習とキャリアに関する生徒の選択を支援することである。

（2）追加的基礎教育

9年間の基礎教育を修了した若年者は、もう1年間の教育を選択することができる。いわゆる10学年であるこの自主的追加教育は、若年者の後期中等教育レベルの学習継続を支援し、かつ推進するものである。

追加基礎教育に登録した生徒は、継続学習申請の機会を活用するために、知識を補足することができ、また、義務教育修了証書（school-leaving certificate）に記載する評価を上げることができる。ガイダンスとカウンセリングが非常に重視されている。学生は、一般にさまざまな職業と労働生活に足を踏み入れる機会を得なければならない。カリキュラムには職業学習を含めることもできる。

（3）柔軟な基礎教育

「柔軟な基礎教育（JOPO）」は、2006年に教育文化省が開始したプロジェクトである。JOPOは、社会的な問題により学校環境への適応が困難な生徒が在籍するクラスである。

従来の学校がとってきた学習形態に適応できない生徒達を対象に、より多くの職業体験や実技経験を取り入れた柔軟な学習方法を提供しようというものである。生徒は通常の教科学習に加え、車やオートバイなどの修理を行ったり、課外活動に出かけることで単位を得ることができる。生徒たちは10名以下の小グループで、主に9学年の生徒が在籍する。9年生が主な対象とされているのは、彼らが基礎教育段階の最終学年であり、基礎教育の修了と後期中等教育への進路確保に十分な支援を受ける必要があるとの判断からである（堀家 2012）。

JOPOの目的は、新たな教授方法と手続きの策定により中退率と学校教育の失敗を削減することである。柔軟性と個別ニーズを重視し、活動ベースの学習、小グループの授業、実地学習、さまざまな学習環境といった方法の選択が可能である。分野横断的協力、早期介入、家庭協力や学校協力の強化も重要な役割を果たしている。

2008年に公表された影響分析によれば、JOPO活動は効果的だった。JOPOの最大の効果は、生徒への義務教育修了証書の付与が確保され、長期欠席が削減され、学習動機が改善されたことだった。JOPOグループへの登録の最も一般的な理由は、意欲の問題、小グループでの学習の必要性、学業の低さだった。

柔軟な基礎教育は、2010年より、確立された基礎教育の構成要素となった。柔軟な基礎教育は、より柔軟なカリキュラムを必要とする生徒向けのものであるが、かならずしも特別な支援が必要な教育というわけではない。より多くの労働経験期間を含め、正規基礎教育よりも職場とのつながりが強い。

2. 事前職業プログラム

事前職業プログラムは、基礎教育と後期中等教育のスムーズな移行を助け、中退率を削減することや、訓練の間口を広げることなどを目的として導入されたもので、学生のキャリアの選択と計画を支援する。当初は実験として開始されたが、2010年8月以降教育制度の恒久的部分となっている。プログラムは、基礎教育と後期中等職業教育・訓練との間の期間に6カ月～1年間にわたって実施され、学生は学習能力を向上させることができるほか、学習に必要な知識の基盤を構築することができる。実施にあたっての重要な原則は、個別化、柔軟性、実地学習と活動ベースの学習および職業指向であることである。

また、他の形態のプログラムとして、家政学教育（home economics instruction）や移民のための職業教育前予備教育および障害者の社会復帰のための教育とガイダンスがある。家政学教育の目的は、日常生活および個人の健康を管理するうえでの学生の実用的スキルを改善し、特に観光とケータリングおよび社会福祉サービスや医療の分野での継続学習の機会を活用することである。移民のための職業教育前予備教育は、職業後期中等学習への移行に必要な言語とその他のスキルの改善を目的としている。障害者のた

めの教育は、障害者の職業後期中等教育・訓練、労働生活、独立生活のための能力の構築を支援し、将来設計を明確にする支援を行うことである。また、この予備教育では、病気になった成人学生や障害者となった成人学生の再訓練の支援を行うほか、労働生活への復帰や復学も推進する。

3. 後期中等教育の職業訓練

義務教育を無事に修了した学生は、一般後期中等教育と職業後期中等教育・訓練を受ける資格を与えられる。学生の40%以上が基礎教育修了直後に後期中等職業教育を開始する。しかし、後期中等職業訓練校への入学年齢は、実際には幅広く、16-19歳が70.4%を占めるものの、20-24歳が20.6%、25-29歳が4.6%、30歳以上で3.0%である(2013年データ)(Stenström and Virolainen 2014)。後期中等普通高校の学生総数の10,914人に対して、後期中等レベルの職業訓練校の学生総数は170,026人であり(各2014年の数値)、フィンランドにおいて職業教育訓練が広く普及していることがわかる。

後期中等教育の職業訓練校では、8つの分野(人文・教育、文化、社会科学・ビジネス・経営、自然科学、テクノロジー・コミュニケーション・輸送、自然資源・環境、ソーシャルサービス・保健・スポーツ、観光・ケータリング・家事サービス)で職業教育が行われている。これらの職業訓練分野には、52の職業資格が包摂されている。各職業資格は、ひとつかふたつの学習プログラムを含み、合計で120の学習プログラムに分かれる。それぞれ、3年の学習期間があり、最低でも半年の実習訓練を職場で経験しなければならない。また、後期中等教育としての職業訓練は、このような学校ベースの学習の他、見習生として経験を積む方法で履修することもできるが、これは主に成人によって利用される。

後期中等職業学校では、職業資格(vocational qualification)の取得という形で修了する(実際に職業資格を取得できるのは60%程度)。後期中等の職業資格(基本的には技能資格としての基礎職業資格と同じ)には、合計で120クレジット(1年間40クレジット)が求められ、そのうちの最低でも20クレジット(半年)は、職場での実習が含まれる。後期中等職業資格の内訳は、実習を含む職業資格の単位(90クレジット)、一般科目(20クレジット)、必須科目または選択科目(10クレジット)である。

8分野の内、最も多くの学生が集まる分野は、テクノロジー／通信／輸送、およびソーシャルサービス／保健／スポーツである(図表4-7)。2007年以降、「テクノロジー、コミュニケーション、輸送」と「ソーシャルサービス、保健、スポーツ」の二つの分野で学生数が増加している。

図表 4-7 2010-2012 年の学習分野、性別、教育形態別による後期中等 VET の新入生数

VET 分野	2010	2011	2012	女性比 (2012)(%)	見習訓練 (2010)(%)
人文、教育	1,333	1,416	1,442	76.6	25.2
文化	4,350	4,126	3,958	66.7	1.8
社会科学、ビジネス、経営	8,587	9,939	9,086	66.7	16.7
自然科学	2,165	2,058	1,979	16.6	6.7
テクノロジー、コミュニケーション、 輸送	29,018	29,803	29,206	18.8	7.3
自然資源・環境	4,113	3,940	3,987	56.1	5.2
ソーシャルサービス、保健、スポーツ	15,397	15,732	15,891	86.1	12.2
観光、ケータリング、家事サービス	8,313	8,245	8,359	71.6	5.3
その他	493	433	345	20.6	-
計	73,769	75,792	74,253	50.6	9.0

出所：Koukku et al. (2014)の表に、Koukku et al. (2012)の表から見習生の数値を追加。

図表 4-7 で示すとおり、学生の半数は女性である。しかし、分野によってその割合は大幅に異なる。テクノロジーと自然科学は依然として男性数が多い分野であるが、医療と社会福祉サービスおよび観光とケータリングは女性が多い分野である。

4. 成人向けの職業教育・訓練

(1) 技能資格制度（成人向け）

フィンランドにおける成人を対象とした職業教育・訓練は、確立された技能資格制度の上に成り立っている。同制度の特徴は、個人の職業能力が、労働経験、学習またはその他の活動によって取得されたか否かによらず、当該職業能力を認めることができる点である。技能資格には、次の 3 つのレベルがある。いずれの技能資格によっても、専門職大学または大学への入学資格が付与される。

- ・ 基礎職業資格(initial vocational qualification)：当該分野での雇用への参加能力。
- ・ 上級職業資格(further vocational qualification)：当該分野の熟練労働者に必要な職業スキル。
- ・ 専門家職業資格(specialist vocational qualification)：当該分野で最も難しい職務能力。

基礎職業資格は、後期中等教育で述べたように、現在 52 種類ある。上級職業資格については、2010 年時点で 187 の資格が提供されている。最もスキルの高い業務能力を示す専門家職業資格については、2010 年時点で 129 の資格が提供されている。

原則として、資格取得希望者は、正式な訓練なしで当該資格を取得することができる。つまり、特定の学習量をこなさなければならないという要件はなく、学習成果の要件を満たすことが求められるのみである。しかしながら、技能資格制度は、法律により（そして実際に）、資格取得希望者各人に、3段階－技能資格申請および事前訓練申請、必要な職業スキルの取得、資格取得の完了－という個別プランを提供する。

技能資格の候補生は、通常、事前訓練へ参加する。事前訓練は、訓練機関で行われることも、見習訓練として行われることも可能である。最終的な技能資格の取得は、関連の職業に必要なスキルと能力に焦点を当てた技能試験におけるデモンストレーションによって完了する。技能試験は、実際の労働現場にて、一度に特定の時間行われることも、より長期的に一連の課題を求められることもある。事前訓練は、職業教育・訓練への参加と資格取得を促進するためのひとつの方法でもある。この制度は、教育当局と職場の代表との緊密な協力により進められる。事前訓練の具体的な期間については情報を得ることができなかった。

なお、基礎職業資格は、後期中等職業校を経て取得することも、技能試験を通して取得することも可能であるが、技能試験で取得された基礎職業資格では、前頁で言及した後期中等職業校で学ぶ学習範囲（120 クレジット）のうち、職業資格の単位（90 クレジット）のみをカバーしている。また、技能試験による取得は、クレジットとしては考慮されない。

技能資格に関する個人への財政支援については、第4節1項を参照のこと。

（2）見習訓練

後期中等職業校においても、技能資格のための事前訓練においても、学生は、学校ベースの学習または見習訓練制度のいずれかを利用することができる。フィンランドにおいて、見習訓練を選択するのは、基本的に成人である。フィンランドの伝統において、職業訓練の実施は使用者の責任とはされておらず、産業への新規参入者に対する初期訓練は、国や地方自治体および労働者組合に託されてきた。このような中で、今日の見習訓練制度が発展してきた。1990年代以降、政府のてこ入れにより見習訓練の参加者は段階的に増加してきたが、2000年代半ば以降は頭打ちの状態である。また20歳未満の若年の参加率は極めて低く（16-19歳人口における参加率は0.5%弱）、依然として成人を中心としたものである。

図表 4-8 見習訓練参加者数、資格取得者数、全 VET 資格取得者数における割合

	新規入学 見習生	見習卒業生	全VET卒業生	全VET卒業生中の 見習生 (%)
2000	15,385	7,501	55,477	13.5
2001	16,847	7,780	52,545	14.8
2002	18,102	7,909	52,041	15.2
2003	19,316	8,489	54,079	15.7
2004	19,142	11,415	56,678	20.1
2005	20,066	12,471	58,197	21.4
2006	21,793	12,561	60,280	20.8
2007	28,375	10,980	62,186	17.7
2008	28,013	12,193	62,498	19.5
2009	20,121	14,320	66,427	21.6
2010	21,674	14,306	67,957	21.1
2011	21,977	13,271	70,596	18.8
2012	20,911	13,039	70,803	18.4

出所：Stenström and Virolainen (2014)

見習訓練は、職場実習をベースとした職業訓練である。まず、見習訓練の実施において、生徒は雇用されていることが前提となる。無職の場合、雇用経済開発局が求職の支援を行う。この上で、使用者と見習生（15歳以上）の間で書面の有期雇用契約が交わされる。

見習訓練は、国家コアカリキュラムまたは関連の技能資格要件に基づいており、これに従って学生の個別学習プログラムが作成される。見習訓練の約70～80%が職場で行われ、この間の訓練の責任は職場の指導官に託される。職場訓練は理論的学習によって補完され、この部分は職業訓練校が提供する。使用者は、職場訓練の期間、協約に基づいた見習生の賃金を支払う。理論学習の期間、見習生は、日当、住居手当、交通手当などの社会給付を受ける。使用者は、職場で提供される訓練費用に充当するための訓練補償金を受け取る。

5. 職業教育・訓練の全体像

前項3、4で述べた職業教育・訓練をまとめると、図表4-9のようになる。また、各職業教育訓練形態別の学生数（2014年）についても記載した。資格を目的としない訓練プログラムも提供されているため、図表に含めたが、内容についての情報は確認できなかった。さらに、各教育形態・資格別の学生数と比率を、図表4-10に示した。

図表 4-9 職業教育・訓練の形態・資格別の内容と 2014 年の学生数

	学校ベースの職業訓練	見習訓練
後期中等教育の基礎職業資格に向けたプログラム (主に青年対象)	・ 3年間のプログラム うち職場実習期間は半年以上。 ・ 基礎職業資格の取得 【学生数 170,026 人】	・ 職場実習が 70-80%。 ・ 基礎職業資格の取得 【学生数 489 人】
技能資格向けの事前訓練 (主に成人対象)	・ 基礎職業資格／上級職業資格／専門 家職業資格の取得 【学生数 101,854 人】	・ 基礎職業資格／上級職業資格／専門 家職業資格の取得 【学生数 49,367 人】
資格を目的としない訓練	有	有

出所：筆者作成。学生数については、フィンランド統計局による。

図表 4-10 2010-2012 年の教育形態別の VET 学生数

	2010	2011	2012	全 VET 学生数にお ける割合 (%)
カリキュラムベース VET				50.4
後期中等職業資格 = 基礎職業資格	133,690	134,262	132,554	50.4
技能資格				29.0
基礎職業資格	36,931	38,876	39,284	14.9
上級職業資格	31,664	31,397	30,220	11.5
専門家職業資格	6,541	6,343	6,806	2.6
見習訓練				20.6
基礎職業資格	22,797	22,523	19,206	7.3
上級職業資格	19,633	16,445	18,501	7
専門家職業資格	16,461	16,343	16,549	6.3
計	267,717	266,189	263,120	100
フィンランド語・スウェーデン語以外の母国語 (%)	5	5.3	5.7	--

出所：Koukku et al. (2014)

※全体における各取得形態の割合は 2012 年に基づく。

まず図表 4-9 からは、後期中等教育に相当する職業教育訓練における見習訓練の利用の低さと、技能資格取得のための事前訓練における見習訓練の利用の高さがみてとれる。次に図表 4-10 をみると、職業教育訓練受講者の全体から、若年を中心としたカリキュラムベースの職業訓練の学生数が全体の半数を占め、残りの主に成人を対象とした教育訓練のうち、事前訓練を通じて技能資格取得を目指す学生が 3 割、見習訓練の形態で資格取得を目指す学生が 2 割であることがわかる。また、同じ図から後期中等職業資格 (=

基礎職業資格)に限定した学生数の規模をみた場合、後期中等職業校の学生が全体の7割、技能試験を通じて同様の資格取得を目指す学生が2割、見習訓練を通じて取得を目指す学生が1割であった。

6. その他の形態の訓練

フィンランドでは、政府の規制を受ける部門以外で訓練はほとんど提供されていない。職業教育・訓練法に基づき運営している職業教育訓練機関は、教育・文化省により監督されており、政府補助金を受け、かつ、公式資格認定証を付与する権利を有している。

一般に製造部門とサービス部門の企業が維持する全国的専門職業機関は26ある。これらの機関は、国家資格の枠外で自部門のニーズを満たすために訓練を提供しており、主として、自部門の従業員の継続訓練に焦点を当てている。全国的専門職業機関は、教育文化省により教育と訓練の提供を認可されてきた。こうした機関は国家資金を受け取るが、費用のほとんどはオーナー企業が負担している。

また、フィンランドには多数の民間教育機関もあり、サービス部門などで有料で訓練を提供している。こうした民間教育機関に資格認定証を付与する権利はない。これらの機関は、消費者当局の監督下にある場合であっても公的資金を受けない。この種の訓練に参加している学生も公的学資援助を受けない。

企業向けの研修は、公的VET機関と民間訓練会社により提供される。

フィンランドの成人自由教育には長い伝統がある。成人自由教育は、非公式学習を提供している。成人自由教育は、シチズンシップ・スキルや社会に関連したコースおよび娯楽を基盤としたさまざまな専門技能や科目のコースを提供することで、個人の成長、健康、福祉を促している。

(1) 労働市場訓練

労働市場訓練は、主に失業者を対象としている。失業の危機にある者や、労働市場から疎外されつつある者に対する訓練も提供されている。労働市場訓練の資金は労働行政局が提供している。訓練の目的は、労働の需要と供給のバランスを維持し、失業と労働力不足を回避することである。

社会的疎外の危機にある29歳未満の若年者は、いわゆる若年ワークショップ(次に述べる若年者に対する支援プログラムの一部)に参加することができる。若年者はこのワークショップで生活スキルを学ぶ機会を得るほか、将来の計画と整備に対する支援を受ける機会を得る。

(2) 若年者を対象とした支援

現政府は、若年者に対する新たな支援に取り組んでいる。その内容とは、25歳未満の

若年者および30歳未満の全ての新規資格保有者に対して、失業から3カ月以内に、雇用、職場訓練、学習の場またはワークショップ期間もしくは社会復帰期間を提供するというものである。その他、若者の社会保障の実現を視野に入れ、柔軟な教育パスや教育と労働の柔軟な組み合わせの確保や、成人自由教育機関の能力と専門知識の最大限の利用に向けた措置が講じられる（「2011－2016年政府教育研究開発計画」）。これらの支援策は、2013年初めに開始された。

教育保障はこれら支援策の一部を形成している。全ての義務教育終了者（school-leaver）には、一般後期中等学校、職業教育・訓練、見習訓練、若年者ワークショップ、社会復帰の場、またはその他の手段による場が保障される。

後期中等レベルでの教育・訓練の提供は、学校卒業年齢グループの規模を上回っているが、これは、継続学習への移行に問題があるためである。課題の一つは、地域によってVETへのアクセス性に著しい差があることとされる。もう一つの課題は、同じ学習の場を争う2つ以上の年齢グループがあるということに関連している。すでに資格を保持している者によって多くの場が確保されているが、多くの義務教育終了者とその他の無資格者は依然として教育・訓練の範囲外にとどまっている。教育の保障のため、学生受け入れ人数の規模と地域目標および学生受け入れ原則の見直しが求められる。

職業後期中等教育・訓練への学生受け入れに関しては、義務教育終了者と無資格者を優先するため、2013年に改正された。同時に、教育機関を変更している学生に対し、別個の受け入れ枠が承認されるが、資格保有者は、技能資格など主に成人を対象とした学習進路へと誘導される。地方自治体は、若年者の継続学習への移行に注意を払い、学習の場のない者に対し情報、助言、ガイダンスを提供すると思われる。

・若年者ワークショップ

若年者ワークショップは、29歳未満の若年失業者に訓練と労働経験の場を提供するものである。若年者ワークショップは、若年者が人生に関するスキルを学び、大人へと成長し、実地体験をする場を提供し、継続訓練を推進・支援する。若年者ワークショップに対し、教育文化省と雇用経済省が共同出資している。

若年者ワークショップ活動は本来分野横断的である。ワークショップでは、4つの管理部門（若年、教育、雇用、社会）内の活動を組み合わせて、若年者の社会的エンパワーメントにおける首尾一貫した補完スキームに導入する。平均的な参加期間は6カ月である。約260の若年者ワークショップがあり、毎年約21,000人が参加している。

第4節 各種の促進策

1. 教育支援制度および財政的支援

(1) 学習休暇

フィンランドには法律に基づく学習休暇（study leave）がある。この目的は、被用者の訓練と学習の機会の活用である。学習休暇は、少なくとも1年間同じ使用者のもとで労働してきた者を対象としている。学習休暇は、フィンランドまたは海外での公的資金による教育・訓練あるいは労働組合により組織された訓練を網羅している。学習休暇は、5年間で最長2年間取ることができ、また、1期間以上取ることができる。使用者との別段の合意がない限り、学習休暇は無給である。

(2) VET 学生に対する資金援助

機会均等は、フィンランドの教育政策の長年にわたる基本原則である。経済状況を含む個人の背景が、教育への参加の障壁となってはならないとされる。この原則は、ひとつに、フィンランドの教育制度に反映されており、ほとんどの教育には公的資金が充当されており、小学校入学前から高等教育レベルまで無料である。またこれに、全年齢の学習者に対し、さまざまな形態の資金援助を行うことができるという点も加えられる。

(3) フルタイム学習に対する学生資金援助

資金援助は、職業教育訓練機関のフルタイム学習について利用可能である。主な支援形態は学習奨励金（study grant）、住宅補助、学生ローンに対する政府保証である。最初の2つは政府が資金提供する月間給付であるが、学生奨励金は銀行が付与する。

学習奨励金は、児童手当受給資格が17歳で修了し次第入手可能である。税引き前月額額は、学生の年齢、配偶者の有無、宿泊施設の種類によって38ユーロから246ユーロとなる。住宅補助は賃料の80%をカバーするが、月に201.60ユーロを超えることはできない。

また、家と学校の距離が10km以上あり月間移動費が54ユーロ以上の場合、通学輸送補助金を受け取ることができる。

(4) 技能資格に関連する支援

技能資格試験を通じて基礎職業資格を取得する場合は、事前訓練は無償で提供される。ただし学生は、無料の給食への権利はない。上級職業資格および専門家職業資格のための事前訓練は、合理的なレベルの訓練手数料を支払う必要がある。いずれの職業資格についても、受験登録の際に試験手数料を支払わなければならない。（Finnish National Board of Education, 2010）

（５）成人学生に対する教育基金

教育基金は、労使により管理されている基金である。目的は、被用者に対して経済的支援（成人教育手当）を行うことで被用者の職業学習を支援し、技能資格に対して奨学金（有資格被用者に対する奨学金）を付与することで職業資格制度の発展を支援することである。教育基金は、給付に関する情報やアドバイスも提供し、その分野内の法律の策定に対する提案を行う。教育基金は、諸給付に総額 7,870 万ユーロを支出したが、そのうち教育手当と有資格被用者に対する奨学金が、それぞれ 7,000 万ユーロと 880 万ユーロを占めた。

① 成人教育手当

フィンランドでは、少なくとも 2 カ月間の学習休暇を希望する被用者と自営業者が成人教育手当を利用することができる。この手当は、少なくとも 8 年間の就労経験のある申請者および少なくとも 1 年間同じ使用者のもとで労働してきた申請者に付与することができる。手当を受ける資格を得るには、申請者は、資格を取得する学習に参加しなければならないか、または公的監視の下でフィンランド教育機関により整備された継続職業訓練に参加しなければならない。手当支給期間は、申請者の就労期間に基づいて決定され、2 カ月～18 カ月の範囲である。2010 年 8 月 1 日以降、手当の額は報酬比例失業手当の額と同額となっており、増額されない。例えば、月給 1,600 ユーロの場合、学生は 1,062 ユーロの教育手当を受け取る。

② 有資格被用者に対する奨学金

奨学金は、技能資格に含まれる能力テストに合格した者が受け取ることができる。奨学金の額は 365 ユーロであり、非課税である。奨学金は、テスト合格から 1 年以内に申請しなければならない。

（６）VET 提供者のための資金制度と金銭的インセンティブ

後期中等職業教育・訓練は主に中央政府と地方自治体により共同出資されている。加えて、VET 提供者は、職業継続訓練のための資金を受け取るが、これには地方自治体は関与していない。VET 提供者は、特定の算定基準に基づき、教育文化省から VET 提供のための資金を受け取る。VET 提供者は、VET 提供に対して付与された資金の用途と割り当てを自由に決定することができる。各 VET 提供者は、学生一人について算定された単価を割り当てられるが、その額は特定の分野に基づいており、場合によっては、VET 提供に含まれる資格に基づいている。資金の額は、各提供者の異なる分野における学生数および学校別プログラム、見習訓練、特別な支援が必要な VET など異なる提供形態における学生数の影響を受ける。

資金の割合は、提供者の運営実績（operational performance）に基づいている。実績ベースの資金は、中退率の減少と VET 修了率などの指標に基づいている。

（7）見習訓練生の雇用に対する訓練補償

見習訓練生を引き受ける使用者は、職場で提供される訓練費用に充当するための訓練補償を受け取る。使用者に対して支払われる補償額は、各見習訓練契約の一環として別個に合意される。この補償は、地方見習実習センターまたは見習訓練を提供している機関により支払われる。

2. VET へのアクセスの促進策

フィンランドの全教育レベルでガイダンスとカウンセリングは提供される。また教育制度内で提供されるガイダンスとカウンセリングは、公共職業安定所で提供されるガイダンス・サービスで補足される。

ガイダンスとカウンセリングが網羅するテーマには、さまざまな教育・訓練オプション、職業、職場が含まれる。フィンランドの学校ガイダンス・カウンセラーの教育水準は高い。ガイダンス・カウンセラーは、ガイダンスとカウンセリングの学習を含む、またはガイダンスとカウンセリングの学習で補足される修士レベルの教員訓練を受けている。

職業後期中等教育・訓練では、たとえガイダンス・カウンセラーがガイダンスとカウンセリングの調整、計画、実施において重要な役割を果たしているとしても、ガイダンスは全教員の業務と切り離せない部分でもある。教員の職務は、学生を資格取得完了へと導き、かつ資格取得完了の意欲を起こさせ、学習プランニングの支援を行い、学生の強みを見出す支援を行い、学習スキルを開発することである。職場では、資格のある職場指導者がガイダンスの調整を行う。

【参考資料】

- Berge, Thea, Linda Berg and Sigrid Holm (2015) *Analysis, dialogue and dissemination of future skills needs: A study of three countries*, Norwegian Agency for Lifelong Learning (VOX).
- European Commission (2011) *Workshop on European PES: Skills Needs Anticipation Systems, 25 & 26 January 2011*.
- Finnish National Board of Education, 2010, *Vocational education and training in Finland*.
- Hanhijoki, Ilpo, Jukka Katajisto, Matti Kimari and Hannele Savioja (2012) *Education, training and demand for labour in Finland by 2025*, Finnish National Board of Education.
- Koukku, Aapo; Matti Kyrö; Petra Packalén; Kristiina Volmari, 2012, *Finland: VET in Europe –country report*, CEDEFOP.
- Koukku, Aapo; Matti Kyrö; Kristiina Volmari, 2014, *Finland: VET in Europe – country report*, CEDEFOP.
- Marttinen, Jouni and Timo Vahtonen (2012) “Activities and measures for anticipating skills and occupations in Finland”, in Larsen et al. *Skills monitoring in European regions and localities*, München, Rainer Hampp Verlag.
- Ministry of Education and Culture (2012) *Education and Research 2011-2016: A development plan*.
- Ministry of Education and Culture, Finnish National Board of Education and CIMO, 2013, 「フィンランド教育概要」.
- Stenström, Marja-Leena and Maarit Virolainen, 2014, *The current state and challenges of Vocational Education and Training in Finland*, in Nord-VET – The future of VET in the Nordic Countries, NordForsk.
- 新井 吾郎 (2015) 「フィンランドにおける徒弟訓練～徒弟訓練と職業資格の関係を中心に」 科研費中間報告書 (その1)、技術教育学の探求第12号 (2015年4月)
- 国土交通省 (2015) 「諸外国の国土政策・地域政策に係る動向分析及び支援方策等に関する調査：国別報告書〔フィンランド〕」 国土交通省国土政策局 (2015年3月)
- 財務省財務総合政策研究所 (2006) 『第10章 フィンランドにおける国と地方の役割分担』 「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」
- 堀家 由妃代 (2012) 「フィンランドの特別支援教育と学力」 佛教大学教育学部論集、第23号 (2012年3月)

JILPT 資料シリーズ No.176
北欧の公共職業訓練制度と実態

発行年月日 2016年5月31日
編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23
(照会先) 国際研究部 TEL:03-5903-6274
印刷・製本 株式会社相模プリント

©2016 JILPT Printed in Japan

* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)